(その1)



令和2年分(令和年月日開催分)

•		
(ふりがな) こう しょう かい 1 政治団体の名称	政治団 口政 党 口政 党 の 支 部	□ 政治資金規正法第18条の2第 ,1 項の規定による政治団体
2 主たる事務所 の所在地山形県米沢中大学川井2362	口政治資金団体	☑ そ の 他 の 政 治 団 体 □ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
3代表者の氏名 決間 佳寿美	活 動 区 □ 2以上の都道府県の区域等	区域の区分 図 同一の都道府県の区域内
4 会 計 責 任 者	資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第 1号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第 2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者 の 氏 名 公職の種類 区 分 □現職 □候補者等
	資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
(電話)	令和年月日から令和年月日まで	令和年月日から令和年月日まで

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

	为
収 入 総 額	77,000
(前年からの繰越額)	77,000
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	77,000

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人(の負担する党費又は会費		
	交 石	·	円
金	額		. 人
員	数		

(2) 寄附					
ア 寄附(イを除く。)の区分		金	額		備考
				P	
(ア)個人からの寄附				U	
(うち特定寄附)	()	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				D	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	•	_		0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	()	
イ 政党匿名寄附				0	
合計(ア+イ)				<i>D</i>	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等	の	有	無																	
		-			資	新	の	項	目 5	引 [区 :	分	-							有	無	備考
ア	土																		地		Ą	
1	建		1 1				70.22		7.7										物		Ø	
ゥ	建	物の	所	有を	目的	りと	す	る	地	上	権	又	は:	± ;	 地	の	賃	借	権		Ą	
エ	取	得	の ·	 価 格	が	1	0	0	-	万	円	を	超	1	え	る		動	産		Ø	
オ	預 :	金 (普	通預	金及で	が当座	預金	きを除	; > <i>i</i>	,)	又	は貝	宁 金	(普	通貝	宁 金	: を	除	< 。)		☑	
カ	金				Í	 浅						信							託		M	
+	有				1	西		-	-		-	証							券		M	
2	出		資		1	Ξ		ょ				る			権				利		Ø	
ケ	貸	付 先	<u>~</u>	ح σ) 残	高	が 1	0	C) 7	万 !	円 7	左 起	3 7	ξ.	る	貸	付	金		M	
	支	払れ	っれ	, た	金	頸 な	ที่ 1	0) (0	万	円	を	超	え		る	敷	金		M	
サ	取	得の	価 格	が 1	0 0	万	円 を	超	え・	るが	施 討	b の	利」	用(こ	与	r 2	6 権	利		M	
シ	借	入先	: ご	<i>ک</i> 0.) 残	高	が「	0) C) 7	万	円	を超	2 7	Ž.	る	借	入	金		M	

宣

添付書類(別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 之5 日

政治団体の名称 向上気

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場 合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。